

熊本県歯

29年度 No.2

2017.7.31発行

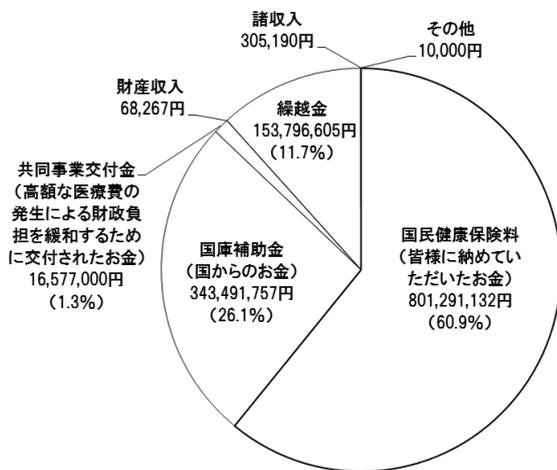
国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

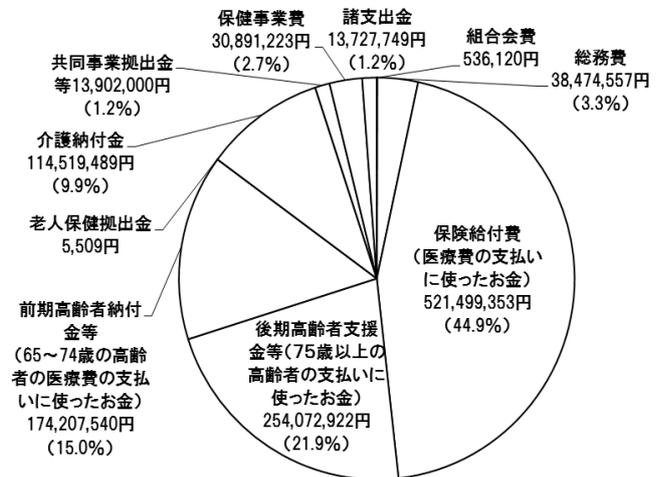
国保組合の財政状況(平成28年度決算)

本組合事業は、主に組合員の皆様からの保険料と国や県などからの補助金・交付金で運営しています。保険料は全て医療費に充てており、大切な財源となっております。

歳入:1,315,539,951円



歳出:1,161,836,462円



70歳以上の高額療養費自己負担限度額の変更

医療保険制度の改正により、平成29年8月から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が、下記のとおり一部変更となります。

【平成29年7月まで】

所得区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
現役並み	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目から44,400円〉
一般	12,000円	44,400円
低所得	II	24,600円
	I	15,000円

【平成29年8月から】

所得区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
現役並み	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目から44,400円〉
一般	14,000円 〔年間上限 14.4万円〕	57,600円 〈4回目から44,400円〉
低所得	II	24,600円
	I	15,000円

限度額適用認定証の交付

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯の方が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、事前に本組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示することで、1か月(暦月)の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※認定証の交付には、まず本組合への申請が必要です。認定証が必要になった段階でお早めにご連絡をお願いします。さらに、認定証は8月が更新月のため、引き続き必要な方も新たに申請をお願いいたします。

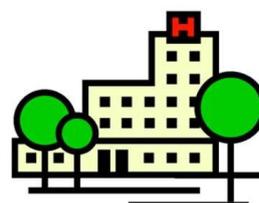
認定証を、**1** 提示する場合と、**2** 提示しない場合の一部負担額の比較

例. 1か月の医療費が100万円(70歳未満、所得区分:ウ、窓口負担割合3割の場合)

1 提示する場合:一部負担額は 87,430円

※一部負担額は、下記の式で計算します。

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

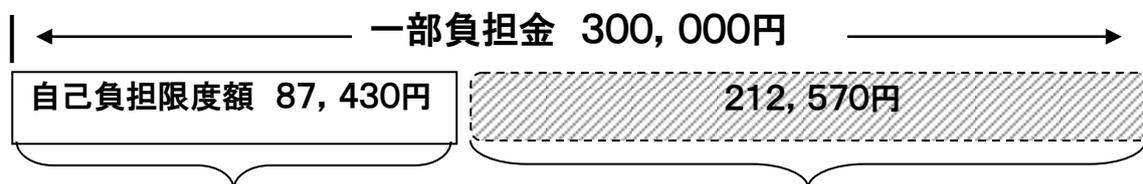


【70歳未満の場合】※所得区分は、歯科医師国保加入の世帯全員で計算

所得区分	自己負担限度額	
ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	〈多数回該当: 140,100円〉
イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	〈多数回該当: 93,000円〉
ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	〈多数回該当: 44,400円〉
エ	57,600円	〈多数回該当: 44,400円〉
オ	35,400円	〈多数回該当: 24,600円〉

※多数回該当とは、過去1年間の適用が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

2 提示しない場合:一部負担額は 300,000円



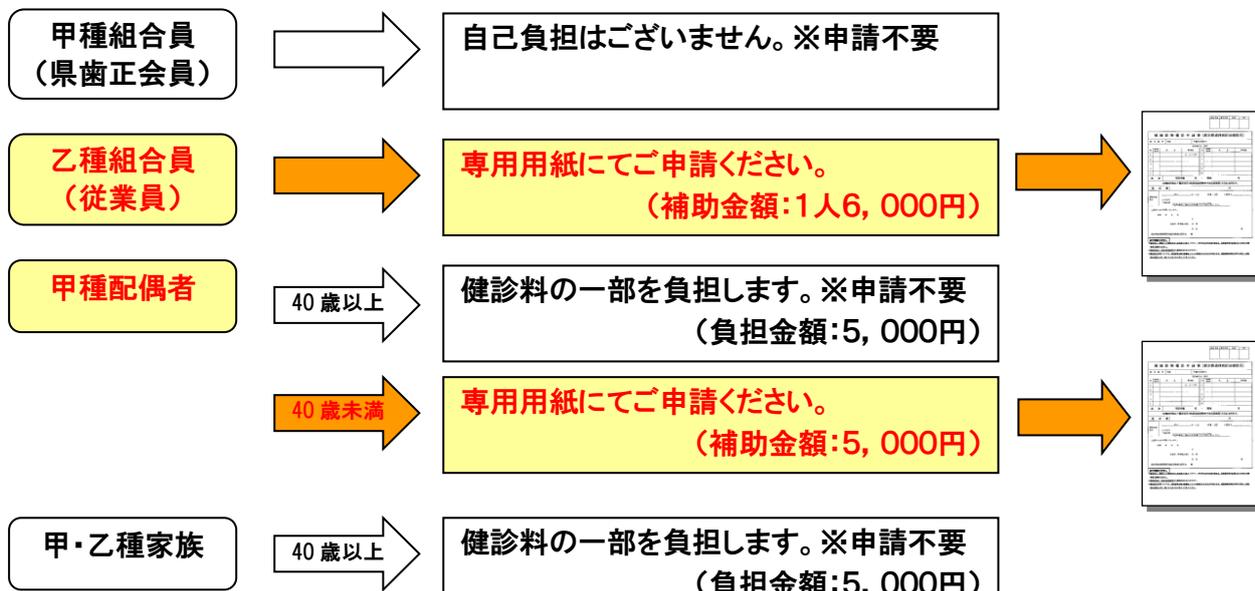
認定証を提示する場合の
一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で一旦300,000円を支払い、本組合に**高額療養費**※の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

※**高額療養費**に該当すると思われる方(所得区分ウと仮定)には、入院等されてから、約2か月後に本組合より申請書を送付いたします。その他、ご自身で該当すると思われる場合は本組合へお問い合わせください。

平成29年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

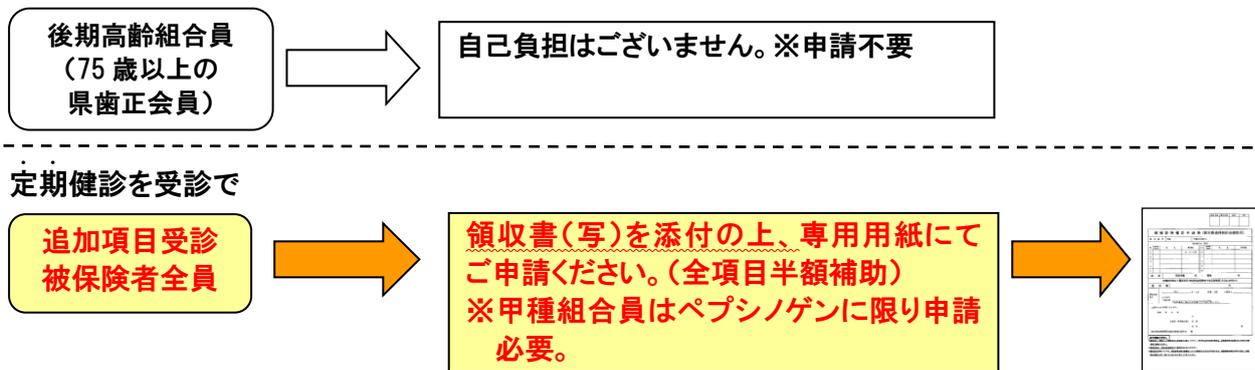
健診料金 1) 定期健診：9,720円 2) 特定健診：7,714円



※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分5,000円を差し引いた金額になります。



*県歯会主催以外の健康診断を受けられた場合、上記と異なり申請書が必要なものもございますので、ご不明な点は本組合までご連絡ください。

補助申請は年度内(H30.3.31まで)にお願いいたします！

各種申請書類のダウンロード

このたび、組合員の皆様がダウンロードしやすいように、各種申請書類を県歯科医師会HPのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」に掲載いたしました。現在、ダウンロード可能な申請書類は下記のとおりです。

1. 氏名変更届〈乙種組合員用〉
2. 住所変更届〈甲種・後期高齢組合員用〉
3. 国民健康保険法第116条該当届出
4. 健康診断補助申請書（熊本県歯科医師会健診用）
5. 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書（熊本県歯科医師会健診用）
6. 健康診断追加項目補助申請書（熊本県歯科医師会健診用）
7. 健康診断補助申請書（熊本県歯科医師会健診以外の場合）
8. 特定健康診査補助申請書（熊本県歯科医師会健診以外の場合）
9. 人間ドック補助申請書
10. 保養施設補助交付申請書
11. B型肝炎ワクチン接種補助申請書
12. インフルエンザワクチン接種補助申請書
13. 出産育児一時金支給申請書(差額支給分) 〈甲種組合員用〉
14. 出産育児一時金支給申請書(差額支給分) 〈乙種組合員用〉
15. 療養費支給申請書〈甲種組合員用〉
16. 療養費支給申請書〈乙種組合員用〉
17. パート証明書
18. 再交付申請書〈甲種組合員用〉
19. 再交付申請書〈乙種組合員用〉
20. 健康保持増進事業補助申請書
21. 委任状

以上の書類は、出来るだけダウンロードの上、申請いただくようご協力をよろしく願います。

なお、上記書類以外の資格取得届や資格喪失届などは、本組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

組合員資格調査を実施します

本組合では法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、平成25年7月に組合員の資格調査を実施いたしました。

厚生労働省通達により、資格調査は定期的に行う必要があるため、今年度8月以降に実施することとなりました。

本組合の存続に関わる重要な問題ですので、是非とも調査へのご理解とご協力の程よろしく願います。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421